

所管部長等名	建設部長 関 賢一
所管課・係名	建築指導課 指導係
課長名	松元 真介

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	建築行政事業		会計区分	01 一般会計					
			款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2	
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大-中-小)	3	—	12	—	01
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	合併前の平成13年度から建築行政を実施する自治体として、特定行政庁の権限で建築許認可及び建築に関する指導等を行い、建築主事の権限で建築確認、検査を行っている。その他建築物関連の「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定事務を行っている。また、県からの移譲事務として「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議、「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査を行っている。その他、建築主事を置く市町村として、循環型社会を目指した「建設リサイクル法」、資源の有効利用や使用の合理化を進めるための「省エネ法」、建築及び建築設備の維持管理に関する「定期報告」に対する審査を行っている。								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 補助金(補助先: その他(一部委託	全部委託					
根拠法令、要綱等	建築基準法、バリアフリー法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、省エネルギー法、建設リサイクル法他								
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
	合併前		未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	建築主、設計者、許認可申請者、事業者、建築物所有者(公共、民間)など	
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか) ・建築確認、完了検査 ・建築許可、認可、道路位置指定等 ・「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅普及促進法」、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定 ・「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議事務 ・「建設リサイクル法」、「省エネ法」に基づく届出の審査 ・「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査 ・「八代市違反建築物指導要領」に基づく指導 ・その他、建築物防災週間、違反建築物防止週間における建築物の立入指導、指定確認検査機関に対する立入指導等	

コスト推移		25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)		-	56,066	55,188	54,608	56,148	56,148	56,148
事業費(直接経費) (単位:千円)		1,569	1,816	1,988	2,948	2,948	2,948	2,948
財源内訳	国県支出金	1,132	1,149	1,213	987	987	987	987
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	437	667	775	1,961	1,961	1,961	1,961
	一般財源(特別会計→事業収入)	0	0	0	0	0	0	0
人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	54,250	53,200	51,660	53,200	53,200	53,200
正規職員従事者数 (単位:人)		-	7.75	7.60	7.38	7.60	7.60	7.60
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	建築確認審査件数	件	計画	-	130	152	152	152	152
実績				146	161	116	107	-	-	
②	指定確認検査機関審査件数	件	計画	-	400	496	496	496	496	
			実績	459	528	485	456	-	-	
③			計画	-						
			実績					-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。 (H28. 6. 30時点、工事中除外)	%	計画	-	100	100	100	100
実績					97.9	99.4	98.4	100	-	-
②	指定確認検査機関完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。 (H28. 6. 30時点、工事中除外)	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	99.0	98.8	99.8	100	-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	・建築行政の推進は、市総合計画において、建築規制の実行性の確保のため、「住環境の整備」における具体的な施策の一つとして位置づけられている。 ・本市は県下第2の都市であり、平成6年度から建築基準法第97条の2に基づき限定特定行政庁として、平成13年度から同法第4条第2項に基づき一般特定行政庁として建築行政全般の事務を行っており、県からの移譲事務である。 ・地域に根ざした迅速で効率的な行政ニーズに対応するためには、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	・建築基準法に適合する建築物の適法性を確保するために完了検査率を向上させる必要があり、完全実施を達成するため、随時、工事の進捗状況、督促を実施している。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	・建築基準法により、建築行政は県及び建築主事を置く市町村でなければ行うことができず、民間委託、指定管理者により実施することはできない。 ・建築基準法に基づく事業であり、他に類似事業はない。 ・建築基準法の理解及び解釈を必要とする建築確認、検査の業務、違反建築物等に対する指導、その他関係法令に基づく事務全般が建築の専門知識を要する事務であり、非常勤職員等による対応は困難と思われる。

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	事業の相談、事前協議件数			件	計画	-	3	3	3
		実績	2	2		1	9	-	-	
②			計画	-						
			実績					-	-	
③			計画	-						
			実績					-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付件数			バリアフリー化された民間建築物の普及件数を指標として設定した。	件	計画	-	1	1
			実績	1	0		0	0	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	妥当である ● 概ね妥当である 妥当でない	【計画の位置付け】 誰もが利用しやすい建築物を整備促進することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 事業利用件数が低迷していることから、事業利用者のニーズには、対応が遅れてきていると判断する。 【市が慣用する必要性】 本来、整備義務のない小規模建築物が事業を活用することができることから、市が主体となって取り組む事業であると判断できる。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	有効である ● 概ね有効である 有効でない	【事業の達成状況】 事業利用件数が低迷していることから、あまり順調ではないと判断する。 【事業内容の見直し】 事業利用の低迷の要因として、事業者、建築関係者への認知度が低いことが考えられることから、周知方法の改善や事業利用者にとって利用しやすい制度となるよう今後も県との協議が必要であると考えます。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 バリアフリー化の修工事を実施する民間建築物の所有者に対し補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。 【人件費の見直し】 本事業は建築の専門的知識を要するものでありかつ、県の補助制度を利用しているため県との協議等が必要であることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。 【受益者負担の適正化】 平成28年度に県が補助事業内容の一部変更を行ったことに伴い、市補助事業についても事業内容の一部変更を行い事業メニューの拡充等を行った。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) ● 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 事業利用が低迷していたことから、平成26年度に県が補助事業内容の一部変更を行ったことに伴い市補助事業についても変更し補助メニューの拡充を図った。平成27年度に入り、新メニューの補助事業について3件の相談・事前協議があつている。このような状況を踏まえ、より利用しやすい事業として整備を図っていく。		
外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成22年度
改善進捗状況等	H27進捗状況	2. 一部対応	
	H27取組内容	県が補助事業の一部変更を行ったことから、市補助事業の内容について補助メニューの拡充や補助金額の見直しを行った。	
決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等) 実績に結びつくような事業展開をしてもらいたい。		

No 4270669

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 関 賢一
所管課・係名	建築指導課 指導係
課長名	松元 真介

評価対象年度 平成27年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	老朽危険空き家等除却促進事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	7	—	1	—	2
実施の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大-中-小)	3	—	12	—	03
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	地域の生活環境及び周辺住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を行う所有者等に対し、その除却費用の一部を補助する。								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 一部委託 全部委託 ● 補助金(補助先: 老朽危険空き家又は敷地の所有者若しくは相:) その他(
根拠法令、要綱等									
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない	
	平成24年度			未定					

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	老朽危険空き家又は敷地の所有者若しくは相続権利者								
事業内容(手段、方法等)	・老朽危険空き家の除却費用に対して補助を行う。 ・補助率は、2/3(国1/3、市1/3)。補助の限度額は、60万円。								
	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)								
	老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を促進することにより、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消を図る。								

コスト推移		25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)		-	19,042	15,165	56,518	27,990	27,990	27,990
事業費(直接経費) (単位:千円)		21,648	16,942	13,275	49,798	24,000	24,000	24,000
財源内訳	国県支出金	10,821	8,469	4,676	24,000	12,000	12,000	12,000
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)	10,827	8,473	8,599	25,798	12,000	12,000	12,000
人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	2,100	1,890	6,720	3,990	3,990	3,990
正規職員従事者数 (単位:人)		-	0.30	0.27	0.96	0.57	0.57	0.57
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付件数	件	計画	-	40	30	30	80
実績				14	42	33	26	-	-
②		計画	-						
		実績					-	-	
③		計画	-						
		実績					-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	老朽危険空き家に関する苦情、相談件数	老朽危険空き家が除却され、地域の生活環境や周辺住民の危険、不安等が解消された指標として設定した。 (不安等が解消されていくことにより、相談件数が減少していくことになる。)	件	計画	-	50	40	30	30
実績					71	74	23	28	-	-
②		計画	-							
		実績					-	-		
③		計画	-							
		実績					-	-		
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【上位計画との関連】 「老朽危険空き家」を除却することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 空き家問題については、全国的な問題となっており、本市においても空き家に関する苦情や問い合わせは多数寄せられており、市民のニーズは高いと判断される。 【市が関与する必要性】 「老朽危険空き家」を放置しておくことは、防災、防犯上危険である。地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等を解消するため除却促進の補助金を交付することは、有効な手段と判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業の達成状況】 実施予定戸数を上回る申し込みがあり、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消に効果が上がっていると判断する。予定戸数については、実施状況を見ながら検討する。 【事業内容の見直し】 事業の達成状況は順調であるが、事前調査申込が募集予定戸数を上回っていることから、募集予定戸数について検討する必要がある。また、総合的な空き家対策としては、関係部署と連携できる事業内容の修正は必要であると思われる。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 老朽危険空き家の除却を行う者に対し補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 老朽危険空き家は、周辺住民からの苦情対応や建築物所有者について権利関係を調査する必要があることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。 【受益者負担の適正化】 事業の達成状況は順調であり、今後の事業利用状況の推移を見ながら検討していきたい。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	<p>(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらしそうとする効果など)</p> <p>例年予定戸数を上回る申し込みがあり、本事業に対する市民への周知はされており、事業実施により周辺生活環境の改善、周辺住民の不安解消等の効果は確実に上がってきている。</p> <p>今後は、申込件数の増加に対応するため規模の拡充等を行うと共に、高齢化や人口流出を背景とした空き家の増加は大きな社会問題となっていることから、総合的な空家対策について、体制を含め全庁的に検討する必要がある。</p>		
外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成26年度
改善進捗状況等	H27進捗状況	3. 現状推進	
	H27取組内容	関係課と苦情や相談等の情報を共有するなど連携を密に図った。	
決算審査特別委員会における意見等	<p>(委員からの意見等)</p> <p>老朽空き家のある敷地が更地になると固定資産税が大幅に増額となること等、課題が多岐にわたるため、横断的な取組みが必要である。</p>		

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
				①	対象建築物のうち、事業実施のために働きかけた件数	件	計画	-	0
			実績	0	0	3	1	-	-
			計画	-					
			実績					-	-
			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
					①	事業実施件数	耐震診断を実施した建築物の件数を指標として設定した。	件	計画	-
				実績	0	0	2	1	-	-
				計画	-					
				実績					-	-
				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を支援することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 不特定多数の人が利用する建築物の耐震性等の確保は地震時における被害の軽減を図る上で必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法においても、耐震改修の促進については国や地方公共団体の役割とされていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業達成状況】 対象となる建築物の耐震診断については平成27年度をもって終了し、当該事業は完了した。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	現行どおりでよい ● 見直しが必要	当該事業の目的は達成したため、来年度の事業の実施予定はない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 対象となる建築物の耐震診断は完了したため当該事業は廃止となる。

外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	<p align="center">(委員からの意見等)</p> <p>特になし</p>
-------------------------	--

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	対象建築物のうち、事業実施のために働きかけた件数	件	計画	-				3	3
実績							3	-	-	
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	事業実施件数	耐震改修設計を実施した建築物の件数を指標として設定した。	件	計画	-	-	-	3	2
実績					-	-	-	1	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計を支援することにより、「安全で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 不特定多数の人が利用する建築物の耐震性等の確保は地震時における被害の軽減を図る上で必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法においても、耐震改修の促進については国や地方公共団体の役割とされていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業達成状況】 対象建築物3件の内1件が設計中であり、1件については来年度に実施を検討しており概ね順調である。 【事業の見直し】 平成27年より実施した事業であり、今後の利用状況等を踏まえ検討していく。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 耐震改修設計を行う者に対して、補助金を交付する事業であり、民間委託等は不向きであると判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 耐震改修設計の内容確認等は、専門的な知識を必要とすることから、非常勤職員等による対応は不向きであると判断する。 【受益者負担の適正化】 補助基本額及び負担率は、国の要綱に基づき算定しており受益者負担としては適正と思われる。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 ● 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 対象建築物の3件中1件設計に取り掛かっており、1件については来年度の事業実施を検討しており、事業の進捗については概ね順調であるといえるが、残り1件について当該事業の利用を働きかけていきたい。		
外部評価の実施		実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	事業利用案内のダイレクトメール発送件数	件	計画	-	296	200	200	200	200
実績				1032	501	174	200	-	-	
②		広報やつしへの記事掲載回数	回	計画	-	1	2	2	2	2
				実績	1	1	1	1	-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	事業の実施件数	耐震診断・改修を実施した建築物の件数を指標として設定した。	件	計画	-	10	10	10	30
実績					4	3	5	2	-	-
②		建築物の耐震に関する相談、協議件数	事業の広報、周知の効果として事業利用のための相談、協議件数を指標として設定した。	計画	-	20	20	20	20	20
				実績	16	25	12	7	-	-
③				計画	-					
				実績					-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	【計画上の位置付け】 耐震性の低い民間建築物の耐震化を支援することにより、「安心で快適な住環境の形成」につながると判断する。 【市民ニーズ等の状況】 今回の熊本地震を受け相談や問い合わせ等が急増していることから地震発生時における市民の生命・財産に係る被害の軽減を図る上で、必要であると判断する。 【市が関与する必要性】 耐震改修促進法において国や地方公共団体の役割が明記されていることから住民の最も身近な行政として、市が関与することは妥当であると判断する。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	【事業の達成状況】 事業開始から耐震診断事業の実施件数は、7年間で30件である。年間10件の事業実施を予定しているが、年平均4.3件である。 【事業内容の見直し】 建築物所有者への広報・周知は、耐震化の重要性をより理解してもらい耐震化を促進させるために有効な手段であると考えられる。広報・周知の内容・方法等について検討を行う必要がある。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	【民間委託等】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【他事業との統合・連携】 他に類似事業はなく、統合・連携によるコストの削減はできないと判断する。 【人件費の見直し】 事務手続きについては、ダイレクトメールの発送事務等ある程度非常勤職員等による対応も可能と思われるが、耐震診断・改修は、専門的な知識を必要とすることから、専任はなじまないと思われる。 【受益者負担の適正化】 補助基本額及び負担率は、国の要綱に基づき算定しており受益者負担としては適正と思われる。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 5 市による実施(現行どおり)	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 今回の熊本地震をうけて、耐震診断や耐震改修への問合せ等が急増していることから、耐震化を促進する上で不可欠な耐震診断及び耐震改修について市民や建築関係団体に対し、事業のより一層の周知を図り、耐震化率の向上につなげていく必要がある。 (相談件数 70件(例年10件程度))		
外部評価の実施	有：外部評価	実施年度	平成23年度
改善進捗状況等	H27進捗状況	2. 一部対応	
	H27取組内容	平成23年度の外部評価で、市民の耐震への意識付けや事業の周知強化等について「市による実施(要改善)」の評価を受けている。平成25年度から戸建木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する事業を開始したことから、耐震診断実施者に対し耐震改修の補助について事業の周知を実施した。	
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		